

令和2年度償却資産（固定資産税）申告について

◆償却資産の申告時期となりましたのでご案内いたします◆

～1月24日（金）までの提出にご協力をお願いいたします～

※申告書の受付開始は1月6日（月）からとなります。

※申告書の提出期限は1月31日（金）です。

※期限間近になりますと窓口が大変混雑いたしますので、早期の提出にご協力ください。

償却資産とは

償却資産とは、会社や個人の方が事業（工場や商店の経営、駐車場やアパートの貸付等）を営むために所有している土地・家屋以外の有形の固定資産で、その減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金または必要な経費に算入されるものをいいます。（資産の種類と具体例については、別紙をご参照ください）

申告していただく方

令和2年1月1日現在、甲府市内に償却資産を所有している方です。償却資産は土地や家屋とは異なり、地方税法第383条の規定により申告が義務付けられています。

提出していただく書類

①「償却資産申告書」

※個人番号又は法人番号の記入欄が新設されました。

個人の方は12桁の個人番号を、法人にあっては13桁の法人番号を、所定の記入欄に右詰めで記入いただくようお願いいたします。

※該当資産がない場合は、(18 備考) 欄の「該当資産なし」に○を記入して、提出してください。

②「種類別明細書」

※令和2年1月1日現在に所有するすべての資産について、資産の種類・名称・数量・取得年月・耐用年数を記入していただき、該当する増加事由を○で囲んでください。

③ 課税標準の特例がある資産を所有されている場合、その事実を証明する書類

＜甲府市へ初めて申告される方へ＞

別紙記入例をご参照いただき、「償却資産申告書（償却資産課税台帳）」に必要事項を記入・押印し、「償却資産種類別明細書」には令和2年1月1日現在に所有する資産をすべて記入のうえ、申告くださいますようお願い申し上げます。

＜提出先及び問い合わせ先＞

〒400-8585 甲府市丸の内1丁目18番1号

甲府市役所 市民部 資産税課 家屋係

本庁舎3階⑨番窓口（土・日・祝日を除く）

受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで

電話：055-237-5426（家屋係直通）

※提出先は本庁舎です。窓口センターでの取り扱いはできませんので、ご注意ください。詳しくは甲府市ホームページ <https://www.city.kofu.yamanashi.jp/> の検索で「申告の手引き」と入力してください。

○郵送や電子申告（エルタックス）での申告も受付けております。

※郵送の場合で、受付印を押した申告書の控への返送を希望される方は、必ず返送先を記入した返信用封筒に切手を貼って同封してください。

※電子申告（エルタックス）のご利用等につきましては、下記ホームページ等をご覧ください。

【地方税共同機構】

<https://www.lta.go.jp/>

・ヘルプデスク TEL 0570-081459 9:00～17:00

・エルタックス利用時間 8:30～24:00

（土・日・祝日・年末年始を除く）